公益信託　岡山ロータリークラブ国際交流振興基金

受付日		受付番号	

「国際交流奨励賞」申請書

受託者　三井住友信託銀行株式会社　御中

掲題公益信託による助成金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。
なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。また、助成を決定しましたときは受給者の氏名・所属・助成対象の研究テーマ・業績等について公表される場合があることに同意します。

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

年　　月　　日

申請者	氏名	（フリガナ）	氏名英文表記		
	国籍		在日又は在県期間	自：　年　月　日 至：　年　月　日	
	住所	〒 TEL　（　）　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	生年月日	年　月　日 （満　才）	
	区分	国費留学生・私費留学生（○をつけてください）			
	他の奨学金・助成金等の受給有無	有・無（○をつけてください）			
	日本語能力検定の直近の結果	N1; N2; N3; N4; N5（　年　月合格）			
	TOEIC の直近の結果	点（　年　月）			
所属機関（大学名）	名称		役職（学部・学科・学位）		
	所在地	〒 TEL　（　）　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			
	事務担当	※通知物は所属機関の事務担当あてに送付します。 部署名： 氏名： TEL：　（　）			
勉学又は研究課題（裏面に目的・方法・概要、成果をご記入ください）					

推薦者氏名（担当教授等）	印	所属機関役職	
推薦理由			

注）この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

《銀行使用欄》

精査印		登録印	

岡 01

1.勉学・研究の目的（自筆）
2.勉学・研究の方法（自筆）
3.勉学・研究の概要（自筆）

4.留学後の計画（自筆）

助成決定となった場合の助成金振込口座

≪注意①≫口座情報に間違いがあると、助成金の振込が大幅に遅れることがあります。
≪注意②≫ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3 桁の漢数字）、口座番号欄には 7 桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先								（○をおつけください） 銀行 信用金庫 信用組合 農協									支店 出張所 営業部
預金種別	（○をおつけください） 普通 その他（　　）							口座番号									
お受取人 フリガナ	●フリガナは、1 つのマスに一文字ずつご記入ください。●カタカナ左づめでご記入ください。																
お受取人 口座名義																	【ご留意事項】 不明な場合は、口座を開設した金融機関にご確認ください。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
A.暴力団　B.暴力団員　C.暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者　D.暴力団準構成員
E.暴力団関係企業　F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
G.その他前各号に準ずる者

②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
A.暴力的な要求行為
B.法的な責任を超えた不当な要求行為
C.取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
E.その他前各号に準ずる行為